

(別 紙)

諮問番号：平成28年（処分）諮問第3号

答申番号：平成28年（処分）答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により、理由がないから棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人に対する国民健康保険税の当該差押処分において繰上徴収を行ったことに違法性又は不当性はあるか。（争点1）

〔審査請求人の主張〕

平成28年度の納期限未到来分（4期～10期分）に係る繰上徴収を行うには、事前に納期限の変更に関する告知がなされなければならないが、その納期限変更告知（平成28年9月9日付28保険第4489号）が届いたのは平成28年9月14日17時56分（簡易書留）である。処分庁が証拠として提出した写真データは、当該告知を平成28年9月9日11時頃に送達したように改ざんした可能性を否定できない。また、当該告知について、わざわざ審査請求人宅へ持参し、さらに写真の記録まで残すような大切なものであるならば、審査請求人へ直接手渡すぐらいのことまですべきである。

〔処分庁の主張〕

証拠提出した写真データは改ざんしておらず、納期限変更告知を平成28年9月14日に受け取ったというのは審査請求人の誤認に基づくものである。また、平成28年度の納期限未到来分を繰上徴収するにあたっては、法に基づき適正な順序で処理を進めており問題なく、審査請求人宅の郵便受けに納期限変更告知を差置送達したものである。

- 2 審査請求人に対する国民健康保険税の差押処分及び配当処分に違法性又は不当性はあるか。（争点2）

〔審査請求人の主張〕

現年度分の納付に加え、滞納額についても処分庁担当者で連絡を取

りながら分割納付により少しずつ納付してきたにもかかわらず、事前に何の連絡もないまま、また、処分庁への連絡を取ることができないようなタイミングで差押処分を執行された。預金を蓄えていたのは営業資金と老後の備えであり、あまりにも理不尽である。

[処分庁の主張]

審査請求人に平成24年度分以降の滞納はなく、それ以前の過年度滞納分について分割納付履行中ではあったが、財産調査の結果、審査請求人が滞納額以上の財産（預金）を有することを発見したため差押処分を執行したものである。審査請求人は過去にも差押処分を受けたことがあり、差押処分のことを知らないはずはなく、何の連絡もないまま云々の言い分はおかしい。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

争点1及び争点2について処分庁に違法性又は不当性はないと判断するから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、いずれも理由がないから棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第2 争点に対する判断」に記載のとおり。

第4 調査審議の経過

平成29年1月23日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び平成29年2月21日の審査会において、調査審議を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点1及び争点2に対する判断

(1) 争点1について

ア 繰上徴収、納期限変更告知及び差置送達について

繰上徴収については、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項に定められており、同条第3項で、納税義務者にすで

に納付又は納入の告知をしている場合に繰上徴収するときは、その納期限の変更告知をすることが地方団体の長に義務付けられている。

そして、地方税法第20条第1項は、「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と規定しているが、この交付送達については、同条第3項第2号において、書類の送達を受けるべき者が送達すべき場所にいない場合は、交付送達に代えて、送達すべき場所に書類を差し置くこと（いわゆる「差置送達」）が認められている。

この点、納税者が不在の場合、地方税法第20条第3項第2号に規定される差置送達が納期限変更告知にも認められるかについて、地方税と同様の仕組みをもつ国税で国税不服審判所は、平成17年7月5日午後0時10分を納期限とする繰上請求書が、納税者が出国し不在中の同人の住所に、同日午前11時40分に差し置かれたという事例について、「国税通則法は送達を受けるべき者が送達すべき場所にいない場合には差置送達をすることができる旨規定していること、及び送達の効力は書類が送達の相手方の支配下に入れば生ずるものとして解されることを前提としたうえで、本件繰上請求書は当該納税者の事業所兼住所に差し置かれたこと、及び当日当該納税者は出国し当該場所にいなかったとしても出国は一時的なものであり、当該場所に差し置かれたことにより当該納税者の支配下に入ったこと」を認定し、「送達は適法である」と判断している（平成18年6月29日判決）。

これらを踏まえたうえで、本件審査請求についてみると、処分庁は、地方税法第13条の2第1項及び第3項並びに第20条第1項及び第3項第2号の規定に基づき、審査請求人に対し、繰上徴収を行い、その納期限変更告知を交付送達しようとしたところ、審査請求人が不在であったため、交付送達に代えて差置送達したことが認められ、このことについて違法性又は不当性はないと判断される。

イ 納期限変更告知の差置送達の時期について

納期限変更告知は平成28年9月9日付28保険第4489号と、差押調書（謄本）は平成28年9月9日付28保険第4490号となっており、そのどちらにも公印（国民健康保険専用市長印）が押印されている。佐世保市公印規則（昭和32年規則第27号。以下「公印規則」という。）によれば、納期限変更告知及び差押調書（謄本）に使用された公印は、公印監守者（上記公印については、保険料課長）において慎

重に取り扱われ、不正使用等のないよう厳重に監守されており（公印規則第3条）、公印を押印する者（今回は、徴税吏員）は、その押印しようとする文書に当該決裁済書類を添えて、公印取扱責任者（上記公印については、今回の徴税吏員とは異なる係の保険料課係長）に掲示し、その審査、照合を受けたのち公印監守者の承認を受け、公印が使用されるものとされている（公印規則第10条第1項）。そして、公印の監守、使用状況等を記録した当該公印使用簿に、とくに不明な点は見当たらなかった。

また、平成28年9月9日の公用車の運転記録（自動車使用伺）によれば、処分庁担当者（徴税吏員）2人は10時30分から11時50分までの間、〇〇町と親和銀行〇〇支店への外勤のため処分庁所管の公用車を使用しており、その後、同日14時30分からは別の業務で使用したことが記録されていることから、同日11時4分には審査請求人宅を訪問し、11時15分には親和銀行〇〇支店に臨場したという主張には一定の妥当性があるものと考えられる。

したがって、処分庁担当者（徴税吏員）が、差押調書（謄本）よりも後に納期限変更告知を作成し、前記のような公印の監守、押印に係る規則に反し、公印監守者及び公印取扱責任者に無断又は不正に公印を押印したとは考えにくく、また、公用車の運転記録から、処分庁担当者（徴税吏員）2人が、平成28年9月9日の10時30分から11時50分までの間、〇〇町と親和銀行〇〇支店への外勤のため処分庁所管の公用車を使用しているという事実を総合的に判断すると、処分庁担当者は、平成28年9月9日11時4分に、審査請求人宅の郵便受けに納期限変更告知を差置送達したと推定される。

なお、記録写真に関するデジタルデータ（写真のプロパティ）について、一般的にデジタルデータ（写真のプロパティ）は書き換えることが可能であるという事実のみをもって、今回の記録写真に関するデジタルデータ（写真のプロパティ）が書き換えられたという事実を推認するに足りないと判断する。

(2) 争点2について

ア 督促状送付後から滞納処分（差押処分）の執行までの間の納税義務者（滞納者）に対する連絡について

地方税法には、督促状送付後については滞納処分（差押処分）の執行までの間に納税義務者（滞納者）に対する連絡を取らなければならないとは定められていない。また、審査請求人は差押処分について全

く予想していなかったということを述べているが、審査請求人は過去にも差押処分を経験しており、当時の処分庁の経過記録から差押処分に先立つ連絡がなされたようには読み取れず、今回審査請求に係る差押処分のみが連絡なしでなされたものとはいえない。

イ 差押処分に引き続き配当処分に関する滞納者（被処分者）への連絡について

差押処分に引き続き配当処分に関する滞納者（被処分者）への連絡についての根拠規定としては、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条第1項第3号並びに第132条第1項及び第2項に規定されている。これらの規定は、納付の日から3日以内に配当計算書を納税者（被処分者）に送付しなければならず、換価代金の交付期日は配当計算書を発送した日から起算して7日経過後とするよう定めているが、処分庁としては同法に定める規定に則って審査請求人に通知したものである。たしかに、平成28年9月の暦をみれば、週末（土日）に加え、19日敬老の日、22日秋分の日と2回の休日（閉庁日）を含んでいることから、審査請求人にしてみれば連絡の取りづらい日程を選ばれたと解釈するのも無理はないと考えるが、処分庁は同法に定める規定に則って処分を行ったものである。

ウ 差押禁止財産について

差押禁止財産は国税徴収法第75条第1項各号に定められているが、一般的な生活に必要な最低限の用具等が禁止されており、銀行預金は基本的には差押禁止には該当しない。審査請求人としては、差し押さえられた預金は事業資金と老後の蓄えであったことから、「銀行口座を解約された」と感じるほどのダメージを受けているが、同法によれば差押禁止財産には該当するとはいえない。

3 以上によれば、審理員意見書の結論と異なることなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであるとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 意見

当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり、本件審査請求については棄却すべきと答申するものであるが、処分庁の業務の進め方について意見を付しておきたい。

今回の審査請求では、納期限変更告知に関する差置送達が、その後の差押処分の適否を支える重要なポイントであったが、やむを得ず差置送達を行う

のであれば、処分庁としては、その証拠（記録）を残すに当たって被処分者に疑義を生じさせないような方法を取るべきであると考え。

また、平成28年7月13日付で作成した審査請求人との市税分割納付計画書には、「納付がこの計画書どおりに履行されない場合、他の納税者との均衡上差押えや公売等の滞納処分の対象となる場合がありますので十分に注意してください。」との教示文が示されているが、審査請求人にしてみれば、分割納付は誠実に履行していたところであるから、平成28年9月9日の差押処分について処分庁から一方的に裏切られたと感じるのは無理がないと考える。処分庁が市税分割納付計画書に記す教示文については、納税義務者がこのような思いを抱かないよう修正するべきであると考え。

行政不服審査制度は、訴訟によらず、行政の自己反省機能をいかし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るものであり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みである。当審査会が意見として付したことを、処分庁の今後の業務に役立てていただきたい。

平成29年2月21日

佐世保市行政不服審査会

会 長 村 上 則 夫

委 員 樋 口 聡 子

委 員 丸 山 優